

報道各位

新潟市福祉部福祉総務課

生活保護費返還金等の債権管理の不備について

このたび、生活保護費返還金等の債権管理状況を調査した結果、6区役所において適切な債権管理が行われていない運用上の不備が認められ、国費請求ができなかった案件が確認できましたので報告します。

1 経緯

- 令和6年度第2期定期監査において、適切に催告等を行わなかったことにより国庫負担金の請求ができなかった事案の指摘を受ける
- 令和6年度～7年度、制度所管課である福祉総務課において、8区の実態を調査

2 調査結果

- 適切に催告等を行わなかったことにより、国費を請求できなかった影響額は下表のとおり

	令和6年度実績報告 (令和5年度分)		令和7年度実績報告 (令和6年度分)	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
北区	35	2,732,732	4	272,919
東区	13	2,306,538	13	1,749,712
中央区	5	1,118,971	8	812,519
江南区	2	777,951	0	0
南区	0	0	3	30,999
西区	5	941,768	4	568,952
合計	60	7,877,960	32	3,435,101

※国庫負担金請求

債権が時効によって消滅した場合、不納欠損として処分するが、年1回以上の納付指導や催告を行ったものは、国に国庫負担金を請求することができる。

3 原因について

- 債権管理担当において、市税という貴重な財源で負担することになるという認識が不足していた、また、事務執行を失念していた
- 福祉総務課において、組織的な進捗確認不足があった

裏面あり

4 再発防止について

運用方法を見直し、人員体制を強化するとともに、区役所と福祉総務課が連携し、適切な債権管理を徹底していきます。

- ・年2回の催告時期を定め、一斉に実施する運用に改め、福祉総務課からは1か月前に各区へ周知する
- ・「生活保護費債権管理事務の手引」を改訂し、担当者が変わっても確実に事務を遂行できる体制とした
- ・令和8年4月から会計年度任用職員3名を配置し人員体制を強化

※本件に関するお問い合わせは、本日17時までをお願いします。

【問い合わせ先】

福祉部福祉総務課	南雲	電話	025-226-1169
<各区の状況について>			
北区健康福祉課	井越	電話	025-387-1305
東区保護課	本間	電話	025-250-2410
中央区保護課	新飯田	電話	025-223-7305
江南区健康福祉課	本間	電話	025-382-4313
南区健康福祉課	小林	電話	025-372-6310
西区保護課	浅間	電話	025-264-7320